

Title	豳風七月の暦法について
Sub Title	
Author	橋本, 増吉(Hashimoto, Masukichi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1937
Jtitle	史学 Vol.16, No.2 (1937. 6) ,p.1(165)- 14(178)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19370600-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19370600-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 幽風七月の暦法について

橋本増吉

## 一

早稲田大學東洋史會より發行された、東洋史會紀要第一冊の卷頭に、津田左右吉博士の「幽風七月の詩について」と題する論文が掲載されてゐるが、その論旨を見るに、予が曾て市村博士古稀記念東洋史論叢に寄稿せる、「詩經の作成年代に就いて」と題する論文中で、幽風七月の暦法について論せし趣旨と、全く相反せるものであり、而も、予は今なほ曩の論旨を變更すべき要あるを認めないので、特に予の姓名を掲げてある譯ではないが、こゝに更に予の卑見を披瀝して、その示教を請ふの已むなきを思ふのである。

## 二

津田左右吉博士は予が曾てこの詩は、「詩の形により、一年間に亘りて、その各月の季節や、動植物や、年中行事等を記してゐる」と述べたのに對して、「詩の形によりて年中行事を敍したものと見ることはむりであらう」となし、「此の詩の主題もしくは重要な材料が、よし年中行事であるとしても、これは決して年中行事の記錄では無い」と論じて居られるが、予はこの詩の中には、年中行事の記事が、他の季節その他の記事と共に、記されてゐることを認めてゐるだけで、この詩が完全な年中行事の記載でないのは、多言を費すまでもなく、一見して明白なることであるから、その點について津田博士の見解と相違ありとは思はない。もし博士が予の見解を以て、この詩が「詩の形によりて、單に年中行事を敍したもの」となすにありと、認めてゐるとすれば、それは全く博士自身の誤解に過ぎないのである。

けれども、「第二章の春日載陽、有鳴倉庚も、春日遲々、采蘋祁々も、明かに月にかけては無い。詞章としてはそれが九月授衣の次にあるけれども、九月の風物でないことは勿論である。第三章の載玄載黃、我朱孔陽も八月載績に導かれたものではあらうが、八月のしごとゝして解する必要はない。第五章の穹室熏鼠、塞向墐戶、嗟我婦子、曰爲改歲、入此室處が十月のことをいつたもので無いのも、之れと同様である。(中略)此の一節は十二月(もしくは十一月及び十二月)のことをいつたものだとすべきである。たゞ其の月の名が明言して無いのみである」と論じてゐるのは、卑見と全く相反するものである。予も亦曾ては殆どこれと同一の理由によりて、全くそれと同一の見解を有せしがあり、ために、この詩

篇を以て夏曆によれるものと論じたこともあつたのである。<sup>(5)</sup> されど、再考三思の後、この詩篇には夏曆周曆兩者の知識が採擇せられしものなることの、結論に達したのである。

### 三

蓋し、この詩篇にて最も注目すべき事實は、その大體の記載の性質が、一年の各月を通じて、衣食住に關する年中行事、その他の事實を反覆せしものなるに拘はらず、その一年の最初の月で、最も重視すべき、「正月」なる名稱を使用することを避け、所謂改歲の時が何月なるかを曖昧に附するが如き、記載法を探ることである。「十一月」と「十二月」とは或は詩の句調を整へる必要上、「一之日」「二之日」と稱したとも思へないでもないが、「正月」「二月」を「三之日」「四之日」となすべき理由は、修辭上の必要からも、更に存在しないのである。「一之日二之日と順次にいつて來たのをうけたために、同じいひかたをしたものだ」といふだけでは、その理由として甚だ薄弱なるを免れない。<sup>(6)</sup>

元來、この詩は他の國風のやうに、民間に於て歌はれた詩の形式とは、著しく異つて居り、その構造は頗る複雜で、もとより、人民が自ら年中行事や季節の風物などについて歌つたものとは考へられないし、また、知識階級のものが何等の意圖なくして作つたものとも思はれない。たとひ、その序にあるやうに、「陳ニ王業也、周公遭ニ變、故陳下后稷先公風化之所由、致ニ王業ニ之艱難上也、」といふ解釋が、全く

見當違ひの見解であるとしても、とにかく支配階級關係のものが、支配階級のものに、農民生活を知らしめるがために、各季節に應じ、各月に亘りて、之れを敍述せしものなることは、疑ひないのである。

その内容より見て、人民のために、また人民にこれを歌はしめんがために、作つたものとは思はれない。

そこには、人民の意志の現はれとして認めらるべきものは、殆ど全く存しない。「田畯至喜」といひ、「公子裳」、「公子裘」といひ、「載續武功」、「獻耕于公」といひ、「嗟我農夫、我稼既同、上入執<sub>ニ</sub>宮功」といひ、「躋彼公堂、稱彼兕觥」といひ、何れも皆その奉公に従順なる、農民生活に關聯しないものはないのである。獨裁的或は封建的支配者に忠順なる、模範的農民の業務生活を敍したものである。云ひ換へれば、公田に從屬する農奴の生活を敍せるものである。隨つて、その第一章から第三章までが婦人を主として作られて居り、第四章が男子の仕事に移り、第五章に再び婦人のに還り、第六章以下が男子のになつてゐるのは、最初の三章が女子の合唱のため、第四章は男子の合唱のため、第五章が女子、第六章以下が男子のためといふが如く、女子と男子とが交代に合唱するやうに作られたものだらう<sup>(?)</sup>といふ想像も、一つの面白い考へではあらうが、要するに、グラ・ネー氏の思想にそとのヒントを有するもので、想像以上には出でないのであり、果してかくの如き男女の合唱者によりて歌はれたものか、疑問である。予は寧ろ元來この詩篇は男女農奴のその君主に忠順なるべき、奉仕生活を敍したもので、その衣食住の中、「衣」に關することから始めたのであるから、乃ちまづ秋を聯想し、「七

月流火」なる句によりて、その秋に入りて衣の用意の必要なことを思はしめ、而も、「授衣」に主として關興するものは女子であるから、この最初の三章に女子に關する敍述が、比較的多く見えるだけに過ぎないのであり、この三章の中に於ても、もとより女子に關することのみが記されてゐる譯ではなく、たとへば、第一章に「三之日于耜、四之日舉趾、」とあるのも、「田畯至喜」とあるのも、男子に關することである。更に詳言すれば、第一章は主として男子が農耕に從事して、食を供給する事實に關聯するもので、女子に關しては「同我婦子、饁彼南畝、」の一句が見えるだけであり、第二章と第三章とが蠶桑授衣に關し敍せるものであるから、即ち女子の業務に關することとなつてゐるのである。而も、第四章は、同じく衣の中でも、毛皮を原料とする、「裘」に關することであるから、狩獵に關興する男子の仕事を敍したのである。第五章に至つては、女子に關しては、たゞ「嗟我婦子、曰爲改歲、入此室處、」といふ一句が見えるだけで、もとくこの章は「住」に關する敍述であるから、「穹窒熏鼠、塞向墐戶、」など皆男子の仕事であり、「入此室處、」といふのも、男子の女子に對する言葉であらうから、この章は女子に關することとはいへないので、寧ろ男子の業務に關する敍述と見るべきものである。第六章は「食」に關することを敍し、第七章は衣食住の三者に關し敍してゐるが、主として男子の仕事が包含されてゐる。最後の第八章は主として祭祀に關して敍し、たゞ最初に凌陰（冰室）を點出して、その季節を示したものである。だから、この詩篇はもとく男女の農奴の仕事を主題として作られたものではなく、全

く男女農奴の支配者に對する奉仕を主題として作られたもので、第一章に衣と食、第二、三章に主として蠶桑による衣、第四章に主として毛皮による衣、第五章に住、第六章に食、第七章に衣と食、第八章に祭祀に關する男女農民の奉仕を敍述し、その間各章を通じて、各季節を表示すべき風物を點出せしものである。隨つて、所謂男女の合唱團とは何等の關係ありとも思へない。もとより、その詩の内容性質上から見ても、宮廷で歌はれたことはあつたであらうが、民間で流行したものとは、認め難いのである。

## 四

そこで、曆法上から見ると、昏に大火心星が西に傾くを見て、秋七月の季節を知り、倉庚の鳴くを聞き、春の至れるを知り、蜩の鳴くを聞いて、盛夏の季節を知るといふが如く、最も原始的な自然曆法の名残すらも認められるのであるが、支那中原の地に於て、かくの如く自然の風物に従つて、その敍述を進むる以上、自然にその土地の季節に最もよく合致する、所謂夏曆の各月に順應して敍せらるべきことは、もとより必然の事情である。是れこの詩篇がまづ夏曆の月順によりて、各月の風物を記載せし所以であり、また、支那に於ても我國に於ても、その公式の曆法が如何なるものであらうとも、民間に於てはなほ依然として夏曆がその命脈を維持し、今日に至れる所以である。

けれども、この詩篇の作られたのは、他の詩篇との關係から見ても、恐らく東周以前に溯るものとは

思はないので、春秋の暦法に見るが如く、公式には所謂周暦即ち中冬至月を正月とする暦法の行はれた時代であり、周暦は夏暦に比すれば、約二箇月を先んじて正月となるのであるから、夏暦の十一月は即ち周暦の正月、夏暦の十月が周暦の十二月となるべき順序となつてゐる。されば、もしこの詩篇が民間で作られ歌はれたものであれば、恐らく夏暦のみによりて敍せられたはずであらうけれども、曩に述べし如く、この詩篇は宮廷詩人によりて作られ、宮廷に於て歌はれたものであらうから、特に正朔を重視する支那の支配階級、知識階級の作者が、その時代の公式の暦法を無視すべきにあらざることは、また當然の事情であらうと考へる。されば、津田博士の如く、本來周暦の存在事實を認めない學者でない限りは、この詩篇の中に周暦の思想が含まれ居ることは、寧ろ必然なるべき事情として、注意しなければならないはずである。

## 五

然るに、この詩篇を見るに、明白にその月名を記してゐるのは、四月から十月まで、而も、それは自然の季節風物の變化に従つて、記されてゐるのであるから、必然的に夏暦の月名となつてゐる。而も一年を通じ、そのまゝにて推し進め行く時は、當然全部が夏暦の月名に據らなければならぬこととなり、かくては全く周正を無視する結果となるのであるから、そこに宮廷詩人の苦心を拂はなければなら

ない事情が生ずる譯である。爲めに、周正にて一月、二月、三月、四月に當るべき月を現はすのに、一日、二之日、三之日、四之日なる語法により、それ等の月が周正にて「一月之日」、「二月之日」、「三月之日」、「四月之日」に當ることを表示せしものと、解すべきであらうと考へる。「一之日」、「二之日」なる語法にしても、十一月、十二月の語を略せしものと見るよりも、「一月之日」「二月之日」の意を現はすものと見る方が、自然である。況んや、更に「一月」「二月」の意を現はすものとして、「三之日」「四之日」なる語を用ふることは、全く無意味であらう。もし修辭上の必要で、月名を變更することを欲せしものならば、かくも無意味なる語を使用するよりも、「三月」を變更して「蠶月」となせし如く、その用語の撰定に更に一層心すべき譯である。何の必要ありて、「一之日」「二之日」の後を受け、「三之日」「四之日」なる無意味の語を使用する要があらうか、解する能はざるところである。それ等の月が、周曆にて「三月之日」、「四月之日」なることを現はす語と見てこそ、始めて「三之日」「四之日」なる語の意義も明瞭となり、周曆と夏曆と兩者の「正月」を含んでゐる、夏曆の十一月から二月までの月名を明記しなかつた、作者苦心の跡も窺はれ得る譯ではあるまいか。これ予がこの詩篇中には、周曆及び夏曆の兩思想が包含されてゐると認めた、主なる理由である。

それから、この詩篇のかういふ性質をよく了解してみると、第一章に、

二之日栗烈、無衣無褐、何以卒<sup>(3)</sup>歲、

とあり、第五章に、

十月蟋蟀、入我牀下、穹窒熏鼠、塞向墐戶、嗟我婦子、曰爲改歲、入此室處、  
とあり、第六章に、

十月穫稻、爲此春酒、以介眉壽、

とあり、第八章に、

十月滌場、朋酒斯饗、曰殺羔羊、躋彼公堂、稱彼兕觥、萬壽無疆、

とあるが如きも、またよくその事情目的に對應するものであらうと考へる。即ち第一章の「二之日栗烈」云々の詩句は、明かにその季節に應じ夏曆十二月のつもりで書かれてゐるので、夏曆ではその時が即ち歳末に當るのであるから、直にそれについて、「何以卒歲」といふ思想が、詩句として現はれてゐるのである。然るに、第五章及び第八章に敍述するところは、公式の改歳に關するもので、即ち夏曆の十月を以て歳末とする、周曆の思想によりて敍せられしものなることは、明白で、第六章に、「爲此春酒、以介眉壽」とある詩句は、第八章の「朋酒斯饗、……稱彼兕觥、萬壽無疆」なる詩句に相應するものであらう。

## 六

津田博士は「何ごとについても必ず月にかけていふとは限らないので、第二章の春日載陽、有鳴倉庚も、春日遅々、采蘋祁々も、明かに月にかけていっては無い。詞章としてはそれが九月授衣の次にあるけれども、九月の風物で無いことは勿論である。第三章の載玄載黃、我朱孔陽も、八月載績に導かれたものではあらうが、八月のしごとゝして解する必要はない。第五章の穹窒熏鼠、塞向墐戶、嗟我婦子、曰爲改歲、入此室處が十月のことをいつたもので無いのも、之と同様である。此の五句は其の前節の終にある十月蟋蟀、入我牀下、に誘はれて、冬季の生活を敍したものには違ひないが、(中略)それによりて初句以下の季節の變化の敍述を結んだものであつて、今問題としてゐる其の次の一節にはつゞかない。

此の一節は十二月(もしくは十一月及び十二月)のことをいつたものとすべきである<sup>(9)</sup>と論じ、而も、それだけの理由で、この詩篇を以て夏曆のみによりて敍せられたものと、認めてゐるのである。

もとより、この詩篇の凡べての詩句が、何事についても必ず月にかけてあるといふ譯ではなく、第二章の「春日載陽」から以下全部が、春の季節について敍せしものなることは、その内容より見て明白であるから、たとひそれが「七月流火、九月授衣、」なる詩句のつぎにあつたからといって、九月にかけて敍せるものでないことは、何等の疑問なきところであり、而も、啻にその詩の内容からばかりでなく、またその形式上から見るも、三章共に「七月流火」に始まつて、第一、二章は「九月授衣」とあり、第三章だけが「八月萑葦」とあり、何れも發聲的語法形式をなしてゐる事實によりて、更に之れを推知す

ることが出来るのである。

けれども、かくの如き形式の敍述は、たゞこの箇所に於てのみ用ひられてゐる語法で、その他の場合に於ては、これと全く同一の語法形式を有するものを見ないのである。また第三章の「載玄載黃、我朱孔陽」なる句は、そのつぎの「爲公子裳」なる句にその意がつゞいてゐるのであるから、その前の「八月載績」なる句とも連絡あるものとして解するのが正當であらう。たゞ第五章及び第七、八章の十月以下の部分が、比較的長い敍述となつてゐるので、ために或はその敍述は十月のみにかゝるのではなく、同時に十一月十二月の分をも含んでゐるのでないかといふ疑念をすらも、生ぜしむるものが存するのである。また、事實上、たとへば第七章に「十月納<sub>ニ</sub>禾稼、黍稷重穆、禾麻菽麥、嗟我農夫、我稼既同、上入執<sub>ニ</sub>宮功、畫爾于茅、宵爾索綺、亟其乘<sub>レ</sub>屋、其始播<sub>ニ</sub>百穀、」とあるが如き、「我稼既同」までは「十月」にかゝつてゐるが、「上入執<sub>ニ</sub>宮功」から以下は、十月以後の行事を敍したるもので、恐らく十一月乃至十二月にかかるものであらう。けれども、それだからといつて、第八章に「十月滌<sub>レ</sub>場、朋酒斯饗、曰殺<sub>ニ</sub>羔羊、躋<sub>ニ</sub>彼公堂、稱<sub>ニ</sub>彼兕觥、萬壽無疆」とある詩句も亦同様の語法であると見るを要しない。この場合はその詩句の内容より見て、その全部が十月の行事を述べたものと認むるのが正當である。さすれば、この詩句からも、亦十月が公式には歳末で、この時農事も畢り、こゝに饗獻の禮を行ふことを述べしものなることが、認められるのである。而も、第五章に「十月蟋蟀、入我牀下、穹窒熏鼠、塞向墐戶、嗟

我婦子、曰爲改歲、入此室處」とあるのは、「穹室熏鼠」以下が十月にかゝつてゐるとも、かゝつてゐないとも見られ得る形式をなしてゐるが、曩に述べた通りに、その他の點から、この詩篇中に、夏曆と共に周曆の思想の混在することが認められる以上は、やはり第五章のそれ等の詩句も、凡べて十月にかけられるるものとして認むる方が、正當であらうと考へる。津田博士はこの詩句に最も重點を置き、この詩句の解釋のみによりて、この詩篇中周曆思想の混在を否定するのであるけれども、その實この詩篇に周曆思想の混在する事實は、寧ろその他の諸點より推認せられ得るのであり、而も、この詩句によりて更に一層その事實を確認し得るのである。津田博士の見解は殆ど全くそれ等他の諸點を無視せる事實より見ても、甚だ不備なるを免れない。

## 七

なほ、詩篇中「七月」以外に、「定之方中」も亦周曆によりしものなるべきこと、既に「詩經の作成年代に就いて」なる論考中に於て述べた通りである<sup>(10)</sup>が、更に小雅「十月之交」篇に、「朔」に關する記載あることは、當時の曆法が既に「朔望月」に據りしものなることを、明示するのであり、隨つて、その事實が、それと同一の理論により、相關聯して考案されたと推せられる、冬至月を以て正月とする、所謂周曆の存在をも、亦支持するものであらうと考へる。蓋し、月の初日としての「朔」の觀念は、もとも

と新光月の日を以て月の初日とせし慣習を有せしが、日月交會の理を知るに及び、眞に陰極まりて陽生するの日は、新光月の日にあらずして、それより約一日半を溯りし時なることを認知するに至り、理論上その日に溯りて月の初日を置くことゝなりし場合に、それと同一の觀念により、一年を通じて日影に注目し、その最長の時とその最短の時あることを認知せる結果は、年の始めも亦陰極まりて陽生するの時、即ち日南至の日（冬至の日）となすことが、理論上正當なるべきを思ふに至り、こゝに所謂周曆なるものゝ考案されしことも、亦當然かと考へられるからである。<sup>11)</sup>かの孔子が「行夏之時」（論語卷八、衛靈公第十五）ことを以て理想とせしとなすが如きも、また當時所謂周曆の公式に行はれし事實を暗示するものではあるまいか。

要するに、予は以上の理由により、幽風七月の曆法が夏曆及び周曆の思想を表示するものなりとなす曩の論旨に、今なほ何等變更の要あるを認めないのである。

註1著者「詩經の作成年代に就いて」（市村博士古稀記念東洋史論叢九七五—六頁）

2 津田左右吉博士「幽風七月の詩について」（東洋史會紀要第一冊六頁）

3 同上、一頁

4 同上、一〇頁

5 著者「書經の研究」（東洋學報第三卷第三號三六七—八頁）

6 津田博士「同上論文」七頁

7 同上、八頁

8 郭沫若氏はその著「中國古代社會研究」の中で、この「無衣無褐」の句を農民の聲として解してゐるけれども、この詩の性質上から見て、それは誤解であらう。これは即ち「衣」について述べんがため、單に農民に限らず、人間の生活に衣褐の必要なることを注意せし句であり、夏暦の十二月ともなれば、寒氣漸く栗烈となるので、衣無く褐無くしては、歲を卒へることが、困難なる事實を敍しただけに、過ぎないのである。郭氏のこの著書にはかくの如き類の誤解が、全篇に亘つてゐる。

9 津田博士、同上論文九一一〇頁

10 著者「詩經の作成年代に就いて」(市村博士古稀記念東洋史論叢九六五一九七二頁)

11 著者「十干十二支考」(東洋學報第二十一卷第二號—第二十四卷第二號)